



もりおか

No.114
令和5年8月号

農委だより

発行／盛岡市農業委員会
〒020-8532

盛岡市津志田14地割37番地2
電話 019-639-9034(業務係)
019-601-5072(農地係)



地元の小学生と、田植え体験

〜農業に興味を〜

令和5年5月25日、農道巻堀線巻堀橋近くの水田で田植え体験を行いました。

このイベントは、子どもたちに農業へ関心を持ってもらおうと、巻堀小学校から依頼があり、実現したものです。体験した全校児童11名は、晴天の青空の下、真剣な眼差しで、農業委員や地元農家から指導を受けました。

児童は靴を脱いで田んぼへ入ると、「冷たい！」などと歓声をあげ、水田に真っ直ぐに張られたロープを目印に、横一列に並び、息を揃えて手植えをしました。体験した児童は「真っ直ぐ並べるのが難しかった」と、農作業の大変さを実感したようでした。

その後、機械を使った田植え体験も行い、手植えとは異なり、一度に複数本を植えることができることに感動した様子でした。

指導した委員は、「このイベントをきっかけに、農業に興味を持つ子が増えれば嬉しい」と話していました。

(巻堀地区調査会)

全国農業新聞購読者を募集中

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月 700円(送料込み)
- 申込み 農業委員会事務局へ



はかまだ あつこ
袴田 敦子
〔旧盛岡地区〕



おおさき ちよういち
大崎 長市
〔旧盛岡地区〕

農業委員の紹介

各委員の説明
・氏名
・〔地区調査会名〕
※地区調査会ごとに氏名の50音順で掲載しています。

令和5年7月20日(木)に新農業委員の任命及び新農地利用最適化推進委員の委嘱が行われました。
新農業委員及び新農地利用最適化推進委員は、次のとおりです。



ふじかわ おさむ
藤川 治
〔見前地区〕



なかわら ひさかず
中村 久和
〔太田地区〕



くまがい さいち
熊谷 佐市
〔太田地区〕



しもむら たかみつ
下村 隆光
〔本宮地区〕



よしだ あきら
吉田 晃
〔中野・築川地区〕



さいとう ひでのり
齊藤 英則
〔厨川地区〕



はら みつき
原 弥福
〔巻堀地区〕



たかはし ゆきひろ
高橋 志洋
〔巻堀地区〕



すずき あきひこ
鈴木 昭彦
〔乙部地区〕



きただ はるお
北田 晴男
〔乙部地区〕



ふじわら えいさく
藤原 栄作
〔飯岡地区〕



さいかわ ようこ
才川 洋子
〔飯岡地区〕



ふじさわ みどり
藤澤 みどり
〔中立者〕



くどう けいこ
工藤 啓子
〔玉山・薮川地区〕



いしかわ はじめ
石川 始
〔玉山・薮川地区〕



さが ただし
嵯峨 忠志
〔渋民地区〕



いわさき たかし
岩崎 隆
〔渋民地区〕



ささき じゆんいち
佐々木 淳一
〔中野・築川地区〕



さとう のぶひさ
佐藤 信弘
〔厨川地区〕



ささき ゆきひさ
佐々木 幸久
〔厨川地区〕



ささき みきう
佐々木 幹郎
〔旧盛岡地区〕



あかさか さかえ
赤坂 栄
〔旧盛岡地区〕

農地利用最適化推進委員の紹介



中村 廣美
〔太田地区〕



高橋 克見
〔太田地区〕



佐々木 重喜
〔太田地区〕



藤村 芳雄
〔本宮地区〕



猿舘 健
〔本宮地区〕



吉田 正樹
〔中野・築川地区〕



高屋敷 忠助
〔乙部地区〕



内田 昭男
〔乙部地区〕



中村 義男
〔飯岡地区〕



佐々木 紀子
〔飯岡地区〕



藤澤 好尚
〔見前地区〕



小笠原 哲
〔見前地区〕



竹田 栄悦
〔渋民地区〕



荒屋 新一
〔渋民地区〕



村山 直和
〔巻堀地区〕



川倉 孝
〔巻堀地区〕



松本 正勝
〔乙部地区〕



藤原 覚
〔乙部地区〕

**農業者年金に
加入しませんか！**

65歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方はどなたでも加入できます。(60歳以上の方は国民年金の任意加入者に限る。)

ご相談は農業委員会事務局またはJAへどうぞ。



大坪 春男
〔玉山・薮川地区〕



井旗 義三
〔玉山・薮川地区〕



山本 広明
〔渋民地区〕

お世話になりました

任期満了に伴い、次の方々が退任されました。地域の農地利用関係の調整や農業問題の相談役としてご活躍いただき、ありがとうございました。

農業委員

- ・ 下川 陽子 様
- ・ 佐々木 昭男 様
- ・ 北田 邦男 様
- ・ 佐々木 忠政 様

農地利用最適化推進委員

- ・ 遠藤 直身 様
- ・ 大坪 正榮 様
- ・ 藤澤 哲士 様
- ・ 猿舘 和仕 様
- ・ 田山 邦夫 様
- ・ 藤村 光弘 様

忘れていませんか？ 手続きが必要です。

農地を売買・貸し借りをしたり、転用するときは、農地法に基づく手続きが必要です。
ご自身が所有する農地であっても、手続きをせずに、資材置場や駐車場にすることはできません。
次の場合は、農業委員会にご相談ください。

●農地の売買・貸し借り

●農地の相続

農地を相続した方は、農業委員会へ届出が必要です。

※令和6年4月1日から、相続登記の申請は義務化されます！

●農地の転用（農地を農地以外の目的で使用すること）

- ① 農地の所有者が自分でその農地を転用する場合
- ② 農地の所有者から農地を購入または借りて転用する場合
（例）資材置場、駐車場、砂利採取場などにする場合



『徹底しよう！ 農業機械の転落・転倒対策』

市内で農作業中の事故が発生しています。
ほ場周辺の危険箇所を確認すること、機械作業時はシートベルトとヘルメットを着用することで事故を未然に防ぎましょう。また、農業者同士での声掛けをして、一緒に事故発生防止に努めましょう。

農地パトロールを 実施しています！

農業委員会では、農地利用状況調査を実施しています。調査のため、農業委員等が農地に立入る場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

遊休農地化してしまうと、雑草・病害虫・有害鳥獣が発生し、周辺農地や住民の生活環境に影響が及び心配があります。農地の適正な管理をお願いします。

農地売買情報

	No	農地の所在	地目	面積(a)	申出価格
売渡	1	乙部 12地割	畑	30a	応談
	2	繫 尾入野	田	23a	応談
	3	上太田 上吉本	田	11a	応談
	4	羽場 6地割	田	23a	応談
	5	猪去 畑中	田	27a	応談
買受	6	太田地区	畑	50a	応談

農地の売買、貸借のあつせん等を希望される方は、随時相談を受けています。
ご相談は、農地係まで。
(電話：019-601-5072)



『地域計画』作成に係る 経営意向調査 にご協力ください！

市では、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画（地域計画）について、令和7年3月末日までの策定・公表を目指しております。

策定のために、農業委員会では、農地一筆ごとに将来の耕作者をイメージした「目標地図」の素案を作成いたします。農業者の皆様や農地の所有者の皆様の、概ね10年後の農業経営を把握するための「農業経営の意向に関する調査」を実施しますので、ご協力をお願いします。

調査の詳細については、農業委員会事務局まで。